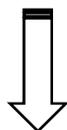


「教育に関する大綱」の基本的な考え方

国の大綱に関する考え方（法律・通知）

- 国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて地方公共団体の長が定める。
 - 総合教育会議で十分に協議して定める。
 - 予算編成や条例提案など地方公共団体の長の有する権限に係る事項で、教育委員会の権限に属する事務との調和を図る必要がある事項を記載する。
 - 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではない。
 - 計画期間は4年～5年程度を想定している。
 - 総合教育会議において、協議・調整のうえ大綱に記載した事項は、長及び教育委員会双方に尊重義務が生じる。
- 地方公共団体において教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、総合教育会議で協議・調整のうえ、当該計画をもって大綱に代えることができる。

三原市教育委員会では



「三原市教育振興基本計画」令和2年5月策定

計画期間 令和2年度～令和6年度

（根拠法令）教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。